

令和7年 3月3日開会

令和7年 3月21日閉会

志太広域事務組合議会

3月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和7年3月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
第1日 3月3日（月曜日）	
1. 出欠席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程（第1日目）	5
5. 開会・開議	7
6. 組合議会議員の異動について	7
7. 議席の指定	8
8. 会議録署名議員の指名	8
9. 諸般の報告	8
8. 会期の決定	8
9. 副議長の選挙	9
10. 議席の一部変更	10
11. 第1号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和7年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算	
第5号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
第6号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について	
第7号議案 （仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変更する契約の 締結について	
以上5件一括上程	10
（1）提案理由の説明	11
12. 第3号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）	
第4号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第	

3号)	
以上2件一括上程	13
(1)提案理由の説明	13
(1) 質疑 (なし)	
(2) 討論 (なし)	
(3) 採決	
ア、第3号議案 (賛成総員・可決)	16
イ、第4号議案 (賛成総員・可決)	17
13. 第8号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について	
以上1件一括上程	17
(1)提案理由の説明	17
(1) 質疑 (なし)	
(2) 討論 (なし)	
(3) 採決	
14. 散会	18

第2日 3月21日（金曜日）

1. 出欠席議員	19
2. 出席説明員	20
3. 職務のため出席した職員	20
4. 議事日程（第2日目）	21
5. 開議	23
6. 諸般の報告	23
7. 一般質問	
ア、杉田源太郎議員	23
イ、石井通春議員	42
ウ、深津寧子議員	50
8. 第1号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和7年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算	
第5号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
第6号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について	
第7号議案 （仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変更する契約の 締結について	
以上5件一括上程	55
(1) 質疑（第7号議案 2番 石井通春議員）	55
(2) 討論	60
(3) 採決	
ア、第1号議案（賛成総員・可決）	62
イ、第2号議案（賛成総員・可決）	62
ウ、第5号議案（賛成総員・可決）	62
エ、第6号議案（賛成総員・可決）	62
オ、第7号議案（賛成多数・可決）	62
9. 第9号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について	

以上 1 件上程（提案理由の説明）	63
（1）質疑（なし）	
（2）討論（なし）	
（3）採決	
10. 第10号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について	
以上 1 件上程（提案理由の説明）	63
（1）質疑（なし）	
（2）討論（なし）	
（3）採決	
11. 閉議・閉会	66

令和7年3月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 3月定例会会期3月3日（月）から3月21日（金）までの19日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
3月3日	月	本会議第1日（午前9時30分～） 開会・議席の指定・会期の決定・副議長の選挙 議案上程・提案理由説明・討論・採決 ○議会運営協議会（午前9時00分～） ○全員協議会（午前9時15分～） ○全員協議会（本会議散会后） 議案説明等
3月4日	火	休会（一般質問・質疑通告期限・正午）
3月5日	水	休会
3月6日	木	休会
3月7日	金	休会
3月8日	土	休日
3月9日	日	休日
3月10日	月	休会
3月11日	火	休会
3月12日	水	休会
3月13日	木	休会
3月14日	金	休会
3月15日	土	休日
3月16日	日	休日
3月17日	月	休会
3月18日	火	休会
3月19日	水	休会
3月20日	木	祝日
3月21日	金	本会議第2日（午前10時～） 一般質問・議案質疑・討論・採決・閉会 ○議会運営協議会（午前9時30分～）

		○全員協議会（午前9時45分～） ○全員協議会（本会議閉会后）
--	--	------------------------------------

3月3日（月曜日）

○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	四之宮慎一	議員	（焼津市議会議員）
4番	増井好典	議員	（焼津市議会議員）
5番	八木勝	議員	（藤枝市議会議員）
6番	平井登	議員	（藤枝市議会議員）
7番	河合一也	議員	（焼津市議会議員）
8番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
9番	神戸好伸	議員	（藤枝市議会議員）
10番	山本信行	議員	（藤枝市議会議員）
11番	原崎洋一	議員	（焼津市議会議員）
12番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
13番	増田克彦	議員	（藤枝市議会議員）
14番	鈴木浩己	議員	（焼津市議会議員）
15番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
16番	油井和行	議員	（藤枝市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事 務 局 長	鈴 木 克 彦	
事務局次長	新 村 浩 三	
消 防 長	増 田 好 憲	
消 防 次 長	関 剛 志	

○職務のため出席した職員

書 記 長	渡 邊 剛	(藤枝市議会事務局長)
書 記	小笠原 博 之	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	北 川 由理子	(藤枝市議会事務局主幹兼議事担当係長)
書 記	石 橋 直 人	(藤枝市議会事務局主任主事)

令和7年3月志太広域事務組合議会定例会 議事日程（1日目）

日時／令和7年3月3日（月）午前9時30分開議

場所／藤枝市岡部支所 議場

開会・開議

組合議会議員の異動について

日程第1 議席の指定

会議録署名議員の指名

諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）例月出納検査及び定期監査結果報告の受理について

日程第2 会期の決定

日程第3 副議長の選挙

追加日程 議席の一部変更

日程第4 第1号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 令和7年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
予算

第5号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

第6号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
理に関する条例の制定について

第7号議案 （仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変
更する契約の締結について

以上5件一括上程（提案理由の説明のみ）

日程第5 第3号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）

第4号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計
補正予算（第3号）

以上2件一括上程（提案理由の説明）

1 質疑

2 討論

3 採決

日程第6 第8号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について

以上1件上程（提案理由の説明）

1 質疑

2 討論

3 採決

散会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前9時30分開会

○議長（油井和行議員） ただいまから、令和7年3月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

ここで、管理者から発言を求められていますので、お願いします。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

○管理者（北村正平） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、会議に先立ちまして、去る1月13日に御逝去されました、志太広域事務組合代表監査委員故 鈴木正和氏への追悼の言葉を申し上げます。

鈴木氏におかれましては、平成23年4月に志太広域事務組合の監査委員に就任されて以来、通算8年間の長きにわたりまして、組合の監査を実施していただきました。

率直で熱血的、厳しさの中にも温かさを兼ね備えました、そんなお人柄で、私たちに様々な助言をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

生前の御功績と御尽力に対しまして深く敬意を表しますとともに、故人の遺志を継承いたしましてこれからも取り組んでまいりますので、議員の皆様のご引き続きの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 鈴木正和監査委員におかれましては、これまでの御功績に対し志太広域事務組合議会議員一同、心より感謝の意を捧げますとともに、安らかなる御冥福をお祈りいたします。

これから、本日の会議を開きます。

先に焼津市選出議員に異動がありましたので、新たに組合議会議員になられました議員を御紹介いたします。

名前を呼ばれた方は、自席で御起立をお願いいたします。

四之宮慎一議員。

○四之宮慎一議員 よろしく願いいたします。

○議長（油井和行議員） 原崎洋一議員。

○原崎洋一議員 よろしく願いいたします。

○議長（油井和行議員） 鈴木浩己議員。

○鈴木浩己議員 よろしく願いいたします。

○議長（油井和行議員） 以上で御紹介を終わります。

日程第1 議席の指定を行います。

四之宮慎一議員 3番、原崎洋一議員 11番、鈴木浩己議員 14番、以上のように指定いたします。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番 八木勝議員、11番 原崎洋一議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（渡邊 剛） 議長。

○議長（油井和行議員） 書記長。

○書記長（渡邊 剛） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から、第1号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計予算ほか7件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書 令和6年11月分及び12月分、令和6年度定期監査結果報告書の送付があり、これを受理いたしました。

以上です。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- 1 志太広域（監）第12号 令和6年11月分 例月出納検査結果報告書
- 2 志太広域（監）第13号 令和6年12月分 例月出納検査結果報告書
- 3 志太広域（監）第14号 令和6年度定期監査結果報告書

○議長（油井和行議員） 監査委員からの報告につきましては、報告事件一覧及びその写しを既に配付済みでありますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（油井和行議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を別紙日程表のとおり、本日から3月21日までの19日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（油井和行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は19日間に決定いたしました。

○議長（油井和行議員） 日程第3 副議長の選挙を議題といたします。

本件は、閉会中に石田江利子副議長から副議長の辞職願が提出され、これを許可いたしました。

ただいま副議長が空席となっておりますので、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（油井和行議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

○1番（深津寧子議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 1番、深津寧子議員。

○1番（深津寧子議員） ここで動議を提出いたします。

ただいま議題となっております副議長には、焼津市の村松幸昌議員を推選したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○5番（八木勝議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 5番、八木勝議員。

○5番（八木勝議員） ただいまの発言は、特に人事案件でございますし、時宜を得たものであります。したがって、1番 深津寧子議員の動議に賛成をいたします。

○議長（油井和行議員） ただいま、1番 深津寧子議員から、副議長に村松幸昌議員を指名したいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

副議長に村松幸昌議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（油井和行議員） 異議なしと認めます。したがって、副議長に村松幸昌議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました村松幸昌議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(油井和行議員) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました村松幸昌議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました村松幸昌議員が議場におられます。

会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました村松幸昌議員から御挨拶をお願いいたします。

○副議長(村松幸昌議員) 副議長に御選任をいただきましてありがとうございます。村松幸昌でございます。一言、御挨拶をさせていただきます。

組合事務事業並びに広域振興事業が一步でもよりよい方向に進んでいきますよう、油井議長を支える副議長として研さん努力をさせていただきます。

皆様におかれましては、引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。副議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(油井和行議員) ここで前例によりまして、副議長の選挙に伴う議席の一部変更をいたしたいと思えます。

お諮りいたします。議席の一部変更を日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(油井和行議員) 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加いたします。

石田江利子議員を8番に、村松幸昌議員を15番に、それぞれ変更したいと思えます。

お諮りいたします。ただいま議長において指名したとおり、議席の一部変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(油井和行議員) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり議席を変更いたします。

それでは、議席の変更をお願いいたします。

○議長(油井和行議員) 日程第4 第1号議案、第2号議案及び第5号議案から第7号議案まで、以上5件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） ただいま上程されました第1号議案、第2号議案及び第5号議案から第7号議案までの5議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、第1号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ171億7,200万円とするものでありまして、前年度当初予算に比べ86億2,700万円、101%の増加となっております。

歳入予算の主なものは、焼津・藤枝両市の分担金が77億2,864万2,000円、ごみ処理手数料など使用料及び手数料が2億3,071万6,000円、（仮称）クリーンセンター整備などに係る国庫支出金が39億400万3,000円、消防学校派遣職員人件費負担金など県支出金が3,035万6,000円、（仮称）クリーンセンター整備及び消防車両の整備等に係る組合債52億2,860万円を計上しております。

歳出予算の主なものは、議会費、総務費が2億811万4,000円、斎場会館管理費が1億7,962万5,000円、清掃総務費が1億2,155万4,000円、高柳・一色の両清掃工場、リサイクルセンターに係るごみ処理費が14億6,864万4,000円、最終処分場に係る最終処分費が2,911万7,000円、藤枝、大井川の両環境管理センターに係るし尿処理費が6億8,308万1,000円、クリーンセンター整備事業費が104億3,207万6,000円、志太消防本部の運営等に係る常備消防費が34億5,617万2,000円、消防車両の整備に係る消防施設費が5,790万8,000円、組合債の償還に係る公債費5億2,570万9,000円を計上しております。

なお、地方自治法第230条第1項の規定により「地方債」につきましても、所要の措置を講じております。

全体の事業概要といたしましては、組合規約に基づき、引き続き、ごみ処理施設やし尿処理施設の適正な運営管理を安全かつ安定的に行います。

（仮称）クリーンセンター整備につきましては、現在建設工事を行っておりまして、地元の皆様や関係者の皆様の協力を得ながら着実に進めてまいります。

藤枝、大井川の環境管理センターにつきましては、引き続き安定した運転管理を行ってまいります。

志太消防本部につきましては、日々の救急や消防業務に加えまして、地震や頻発する自然災害への対策等、圏域住民の安心・安全のため、さらなる体制の強化に取り組んでまいります。

次に、第2号議案 令和7年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算についてであります。

予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,740万円とするものであり、前年度当初予算に比べまして2,690万円、10.7%の増加となっております。

歳入予算の主なものは、焼津・藤枝両市の分担金及び榛原総合病院組合負担金などが2億3,919万9,000円、授業料及び入学検定料など1,534万9,000円を計上しております。

歳出予算の主なものは、学校の運営管理及び看護師養成に係る経費の看護専門学校費2億7,640万円を計上しております。

なお、地方自治法第230条第1項の規定による「地方債」につきましても、所要の措置を講じております。

看護専門学校は、開校以来1,199人の卒業生を志太榛原地域に送り出し、地域医療への貢献という役割を担ってまいりました。これからも志太榛原地域の医療・保健・福祉の充実を図るべく、引き続き、人間性豊かで実践力を備えた看護師の育成に努めます。

次に、第5号議案 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

危険を伴う消防活動の特殊性に鑑み、職員の処遇改善と人材確保を図ることを目的に「出動手当」「潜水作業手当」「機関員手当」、これらを新たに加えるほか、「災害応急対策等派遣手当」の額を改正しようとするものでございます。

次に、第6号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止されまして、新たに「拘禁刑」が創設されることから、当組合の関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、第7号議案 (仮称)クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてであります。

タクマ・西松・角丸・山田特定建設工事共同企業体との間に締結している(仮称)クリーンセンター建設工事について、賃金及び物価の変動に伴う工事費の増額によりまし

て契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号、及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

以上、5議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（油井和行議員） 日程第5 第3号議案、第4号議案、以上2件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 引き続き、よろしくお願いたします。ただいま上程されました第3号議案及び第4号議案の2議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、第3号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億2,788万8,000円を減額し、予算総額を84億2,036万8,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳入予算では、県支出金を1,000万円、諸収入を1,259万1,000円それぞれ増額し、一方で分担金及び負担金を7,919万円、使用料及び手数料を70万5,000円、国庫支出金を5,788万4,000円、組合債を1,270万円、それぞれ減額するものであります。

歳出予算では、人事院勧告に伴う職員人件費及び会計年度任用職員の報酬手当等の増額により、総務費を33万9,000円増額する一方、工事費の確定及び電気料金・ガス料金の実績に基づく減額などによりまして、衛生費を1億2,752万8,000円、消防費を69万9,000円、それぞれ減額するものであります。

次に、第4号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ26万1,000円を増額し、予算総額を2億804万8,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳入予算では、焼津・藤枝両市の分担金及び榛原総合病院組合負担金を54万9,000円、使用料及び手数料を4万2,000円それぞれ増額し、一方で諸収入を33万円減額するものであります。

歳出予算では、会計年度任用職員の手当等の増額により看護専門学校費を26万1,000円増額するものでございます。

以上、2議案につきまして一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 私から、第3号議案及び第4号議案について補足説明をさせていただきます。

初めに、第3号議案 令和6年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてです。

補正予算書、こちらの1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,788万8,000円を減額し、予算の総額を84億2,036万8,000円とするものでございます。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入につきましては、まず1款1項1目の分担金について、歳入歳出の補正に伴う減額により、7,919万円を減額し65億5,842万3,000円に、2款2項2目の消防手数料について、特定屋外タンクの検査手数料の減額により、70万5,000円を減額し497万9,000円に、3款1項1目の衛生費国庫補助金について、循環型社会形成推進交付金をクリーンセンター整備事業の事業年度間での調整により、5,788万4,000円を減額し3億7,540万2,000円に、4款2項1目の消防費県補助金は、こちらは9ページ、10ページにわたりますけれども、審査会事業の交付決定により、地震・津波対策等減災交付金を1,000万円増額し2,021万8,000円に、7款2項1目の雑入について、令和5年度における能登半島地震への緊急消防援助隊の派遣に要した経費に対する国庫負担金の交付により、1,259万1,000円を増額し2,962万2,000円に、8款1項1目の衛生債について、（仮称）クリーンセンター整備事業費の起債対象事業費の確定に伴い50万円を減額し7億7,940万円に、また2目の消防債について、高規格救急自動車（焼津救急1）は、契約額の確定及び県補助金の充当により起債額を減額し、また軽貨物自動車（藤枝軽トラック）は、

起債の取りやめにより1,220万円を減額し、6,950万円にしようとするものでございます。

次のページ、11ページ、12ページをお願いいたします。

歳出につきましては、まず2款1項1目の一般管理費について、人事院勧告に伴う人件費の増額により、33万9,000円を増額し1億8,807万5,000円に、3款1項1目の斎場会館管理費について、人事院勧告に伴う人件費の増額、不要となった都市ガス料金の減額及び会計年度任用職員の手当等の改定によりまして、1,088万4,000円を減額し1億6,425万1,000円に、2項1目の清掃総務費について、会計年度任用職員の手当等の改定により、35万5,000円を増額し1億1,326万8,000円に、また2目のごみ処理費については、13ページ、14ページにわたりますが、実績によります維持補修に係る工事費、委託料、薬品費及び電気料の減額等によりまして、1億1,313万7,000円を減額し15億528万2,000円に、また3目の最終処分費について、実績による電気料、委託料及び工事請負費の減額により、127万9,000円を減額し3,358万5,000円に、また5目のクリーンセンター整備事業費については、15ページ、16ページにわたりますが、会計年度任用職員を採用しなかったことにより、258万3,000円を減額し22億9,545万6,000円に、4款1項1目の常備消防費について、高機能消防指令センター更新事業費の契約額確定による減額及び人事院勧告に伴う人件費の増額等により、82万6,000円を増額し27億6,521万9,000円に、また2目の消防施設費について、消防車両の購入に係る契約額の確定により、152万5,000円を減額し6,425万4,000円にしようとするものでございます。

それでは、ページを戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございます。

クリーンセンター整備事業における起債限度額を対象事業費の確定により、50万円減額し7億7,940万円に、高規格救急自動車（焼津救急1）整備事業における起債限度額を契約額の確定及び県補助金の充当により、1,100万円を減額し3,320万円に変更しようとするものでございます。

また、軽貨物自動車（藤枝軽トラック）整備事業における起債を廃止しようとするものでございます。

次に、第4号議案 令和6年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

補正予算書の25ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ26万1,000円を追加し、予算の総額を2億804万

8,000円とするものでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款1項1目の分担金について、歳入歳出の補正に伴い36万6,000円を増額し1億3,662万2,000円に、2項1目の看護学校事業負担金も歳入歳出の補正に伴い18万3,000円を増額し3,936万6,000円に、2款1項1目の看護専門学校使用料について、生徒数の確定による授業料の減額及び授業料減免額の確定に伴う授業料の増額により、4万2,000円を増額し1,579万9,000円に、4款1項1目の雑入について、授業料減免額の確定に伴う授業料減免交付金の減額によりまして、33万円を減額し101万4,000円にしようとするものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款1項1目の学校庶務費につきまして、会計年度任用職員の手当の改定等によりまして、16万5,000円を増額し6,270万7,000円に、2目の教務費について、こちらも会計年度任用職員の手当の改定等によりまして、9万6,000円を増額し1億4,434万1,000円にしようとするものでございます。

以上、第3号議案及び第4号議案の補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（油井和行議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に、上程議案2件に対する質疑のある方は通告願います。

午前10時03分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（油井和行議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから上程議案2件に対する質疑を行いますが、通告はありません。

質疑なしと認め、上程議案2件に対する質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に、上程議案2件に対する討論のある方は通告願います。

午前10時04分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（油井和行議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから上程議案2件に対する討論を行います。通告はありません。

討論なしと認め、上程議案2件に対する討論を終わります。

これから上程議案2件の採決を行います。

初めに、第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（油井和行議員） 起立総員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（油井和行議員） 起立総員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（油井和行議員） 日程第6 第8号議案を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により増井好典議員の退席を求めます。

（増井好典議員 退席）

○議長（油井和行議員） 管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） ただいま上程されました第8号議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本組合監査委員であります村松幸昌氏が令和7年3月2日をもって退任したことに伴いまして、新たに増井好典氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び志太広域事務組合同規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（油井和行議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

○議長（油井和行議員） 質疑なしと認め、本案の質疑を終わります。

次に、本案の討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長（油井和行議員） 討論なしと認め、本案の討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています第8号議案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（油井和行議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま、選任について同意を得ました増井好典議員の入場を許します

(増井好典議員 入場)

○議長（油井和行議員） ここで、ただいま志太広域事務組合監査委員の選任について同意を得ました増井好典議員から発言を求められていますので、お願いいたします。

○4番（増井好典議員） ただいま監査委員に選任されました増井好典でございます。

皆様方の御協力を得て、微力でございますが誠心誠意努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（油井和行議員） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。

3月21日午前10時開議です。

本日はこれで散会いたします。

お知らせいたします。

しばらく休憩の後、10時20分から全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

午前10時10分散会

3月21日（金曜日）

○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	四之宮慎一	議員	（焼津市議会議員）
4番	増井好典	議員	（焼津市議会議員）
5番	八木勝	議員	（藤枝市議会議員）
6番	平井登	議員	（藤枝市議会議員）
7番	河合一也	議員	（焼津市議会議員）
8番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
9番	神戸好伸	議員	（藤枝市議会議員）
10番	山本信行	議員	（藤枝市議会議員）
11番	原崎洋一	議員	（焼津市議会議員）
12番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
13番	増田克彦	議員	（藤枝市議会議員）
14番	鈴木浩己	議員	（焼津市議会議員）
15番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
16番	油井和行	議員	（藤枝市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事 務 局 長	鈴 木 克 彦	
事務局次長	新 村 浩 三	
消 防 長	増 田 好 憲	
消 防 次 長	関 剛 志	

○職務のため出席した職員

書 記 長	渡 邊 剛	(藤枝市議会事務局長)
書 記	小笠原 博 之	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	北 川 由理子	(藤枝市議会事務局主幹兼議事担当係長)
書 記	石 橋 直 人	(藤枝市議会事務局主任主事)

令和7年3月志太広域事務組合議会定例会 議事日程（第2日目）

日時／令和7年3月21日（金）午前10時00分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

開議

諸般の報告

- (1) 一般質問の通告受理について
- (2) 管理者提出追加議案について
- (3) 例月出納検査結果報告の受理について

日程第1 一般質問

- 1 12番 杉田源太郎議員
 - (1) 斎場会館「星山の苑」の利用について
 - (2) (仮称)クリーンセンターの整備基本計画(令和2年12月)と進捗状況について
- 2 2番 石井通春議員
 - (1) 現段階で取り組めるごみ減量の検討について
- 3 1番 深津寧子議員
 - (1) リサイクルセンター移設後の跡地利用及び事務所棟の継続使用について

- 日程第2
- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 令和7年度志太広域事務組合一般会計予算 |
| 第2号議案 | 令和7年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算 |
| 第5号議案 | 志太広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第6号議案 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第7号議案 | (仮称)クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について |

以上5件一括上程

- 1 質疑
- 2 討論
- 3 採決

日程第3 第9号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について

以上1件上程（提案理由の説明）

- 1 質疑
- 2 討論
- 3 採決

日程第4 第10号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について

以上1件上程（提案理由の説明）

- 1 質疑
- 2 討論
- 3 採決

閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（油井和行議員） おはようございます。傍聴者から撮影をしたい旨の申出があり、これを許可しておりますので、御了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（渡邊 剛） 議長。

○議長（油井和行議員） 書記長。

○書記長（渡邊 剛） 御報告いたします。

初めに、杉田源太郎議員ほか2名からそれぞれ提出された一般質問の通告を受理いたしました。

次に、本定例会へ管理者から、第9号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について、ほか1件の追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、令和7年1月分例月出納検査結果報告書の送付があり、これを受理いたしました。

以上です。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

1 志太広域（監）第17号 令和7年1月分 例月出納検査結果報告書

○議長（油井和行議員） 日程第1 通告に基づき一般質問を行います。

順に発言を許します。

12番 杉田源太郎議員、登壇を求めます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長、12番 杉田源太郎。

（登 壇）

○12番（杉田源太郎議員） 通告により、一般質問を行わせていただきます。

表題の1、斎場会館「星山の苑」の利用についてお尋ねします。

令和7年度一般会計予算案で葬祭会館使用料は、令和6年度当初予算と比べ火葬場使用料は49万1,000円減の1,303万9,000円、葬祭式場使用料は同額、142万4,000円となっています。

(1) 火葬場の使用料についてお伺いいたします。

ア 火葬場使用料減額の理由は何でしょうか。お伺いいたします。

イ 葬祭式場使用件数、昨年度は令和5年度2月末の実績と一昨年度3月の実績を合わせて25件とのことでした。昨年度、今年度の実績は、2月末実績と昨年度3月の実績を合わせて何件かお伺いいたします。

ウ 葬祭式場使用件数が増えない原因として「新型コロナ感染により家族葬が主流となったこと、また民間葬祭式場が増加していること」との答弁でした。「小さなお葬式」「家族葬」等テレビ等でさらに広告は多くなっていると感じています。葬祭式場使用料の来年度予算が今年度と変わらないとする理由は何でしょうか。お伺いいたします。

エ 「令和6年4月から火葬前の利用を一部可能とするなど柔軟な運用に変更する予定です。(そのほか、利用できる時間を3通りから9通りに拡充する)葬祭式場が利用しやすくなったことや、安価な料金で小規模な葬儀ができることを組合及び2市の広報紙で周知してまいります」との答弁がありました。2市の広報紙への掲載は行われたのか、柔軟な運用を含めその効果はあったのでしょうか、お伺いいたします。

オ 葬祭式場利用率が上がらない一番大きな理由は式場で通夜を行えないことだと思います。葬儀社で通夜・出棺・火葬・葬儀が一括して行われることが家族のニーズと合致していることがその理由だと思います。通夜が終わると遺族も自宅に帰り、葬儀社社員も施錠して帰宅、そして通夜室は無人となるケースも増えていると聞いています。通夜式を式場で行えば、翌朝に葬儀社から斎場への移動はなくなり、最短距離で遺体を火葬室に移動することができます。職員の早番遅番等勤務体系の調整は必要になりますが、市民の税金で運用される斎場が市民の利用しやすくなることにつながると思います。使用料を含めて検討されているかどうかお伺いいたします。

2番目として、(仮称)クリーンセンターの整備基本計画、これは令和2年12月のものですが、進捗状況についてお伺いいたします。

基本計画の目的に「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」3施設の機能を集約し、循環型社会の形成を見据えた基幹的な施設として位置づけ、これまでの「燃やして埋める」という処理から、「積極的に資源化を図る」という考え方を主眼にし、廃棄物の循環的利用や環境負荷の低減、熱エネルギーの有効利用による地球温暖化抑止への貢献、さらには周辺環境にも充分配慮した地域共生型の施設を目指すとあります。

(1) 「焼却灰は可能な限り資源化を図る方針」、これについてお伺いいたします。

ア 組合の概要には、「燃やして埋める」という処理から、「積極的に資源化を図る」として、処理の過程で発生する焼却灰等については、可能な限り資源化を図る方針として「複数の処理方法、処理先に委託」とされています。

(ア) 燃やすごみ搬入量は、令和3年度約6万トン、令和4年度約5万9,000トン、令和5年度は約5万6,000トンです。今年度以降、使用開始の令和9年の搬入量をどのように予測し、目標としていますか。お伺いいたします。

(イ) 令和5年度焼却灰の計が約5,900トンです。資源化として太平洋セメント（三重・大分）、中部リサイクル・土木資材化や再生砕石（愛知）、メルテック（栃木）、そして令和5年度では3社で約2,900トン（49.2%）です。「近年、焼却灰の資源化として多くの自治体の実績がある」として、「複数の処理方法、処理先に委託」とありますが、処理量の予測と処理方法、委託先はどのように検討されていますか、お聞きいたします。

(ウ) 埋立て処分は、ウィズウェイストジャパン（群馬県）、グリーンフィル（秋田）の2社です。令和5年度では2社で約3,000トン（50.8%）です。「焼却灰を処分する最も一般的な方法で処理単価は資源化に比べて安価である」としています。「可能な限り資源化を図る」とありますが、資源化としての比率、その目標はどのようになっているのかお伺いいたします。

(2) 発生する熱エネルギーの有効利用について。

ア 「場内の処理プロセスでの利用や発電量、発電については施設内での機器稼働などで自己消費」「余剰電力は電力会社に売電」「循環型社会形成推進交付金のエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件であるエネルギー回収率19%の達成を図る」とあります。

(ア) 施設規模が200から300トン/日ですが、その要件が19%となるとあります。回収率の内容・測定方法、そしてその結果をいつ報告して交付されるのかお伺いいたします。

(イ) 残りの81%、これはどのように使われるのでしょうか。お伺いいたします。

(3) 地元との公害協定の締結についてお伺いいたします。

「周辺環境にも充分配慮した地域共生型の施設」に関連して、令和2年10月定例会において、岡村議員の質問（稼働時期が令和8年度から令和9年度に変更になって、隣接

3つの町内会と建設について合意。その後の取組)について管理者より、「公害防止協定における規制値のすり合わせ等を鋭意進め、地元住民の皆様とより一層強固な信頼関係を築くよう努める」との答弁がありました。現時点で地元との公害防止協定の締結に向けて、どのような進捗になっているのかお伺いたします。

(4) 災害に強い施設の整備についてお伺いたします。

ア 災害対策として、「東日本大震災等の大規模災害の教訓から災害廃棄物処理体制の強化及び災害時の安全対策の整備を図り、災害に強い施設の整備」とあります。

(ア) 耐震性地域係数を1.2、用途係数を公共的建築物の1.25とは具体的にどのようなことを言うのかお伺いたします。

(イ) 以前、斎場及び藤枝環境管理センターの建て替えにおいて、地中に障害物等が見つかって、そして追加費用が発生したことがありました。(仮称)クリーンセンター事業において、現在までそのようなことはなかったのかという認識でいいのかお伺いたします。

(5) (仮称)クリーンセンターでの環境教育についてお伺いたします。

去る1月23日、24日と志広組議員の行政視察で「町田バイオエネルギーセンター」の施設見学をしてきました。ここではごみ処理を行う「熱回収施設」、「不燃・粗大ごみ処理施設」、「バイオガス化施設」の施設見学が行われていました。子供から大人まで幅広い年齢層の方々が楽しみながら環境について学んでもらう参加型社会科見学コースがありました。(仮称)クリーンセンターにも、子供から大人まで幅広い年齢層の方々への「環境教育」の一翼を担っていく、そういう大きな命題があると思います。(仮称)クリーンセンターでは、どのような形の「環境教育」を行っていく計画なのかお伺いたします。

(6) 今後の日程と内容についてお伺いたします。

ア (仮称)クリーンセンター建設工事について、これはホームページにあったところですが、試運転は2026年(令和8年度)7月から、供用開始は2027年(令和9年)1月となっています。

(ア) 試運転期間中に行うことは何でしょうか。また2市のごみ収集はどのように開始されていくのでしょうか。

(イ) 「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」の3施設利用はいつまで行われるのでしょうか。

(ウ) 市民はこれまでと同じように収集日に、これまでと同じ収集場所にごみを出すということによいでしょうか。

(エ) 持ち込みをしていた可燃ごみは、従来と同じように月曜日から金曜日の午前9時から11時、午後は1時から4時まで、クリーンセンターへの搬入で、手数料は現行の10キロまで税込みで146円、1回搬入量が50キロ以下は無料ということですが、それによろしいですか。

イ 供用開始前に市民から進捗状況の視察要望があった場合、対応できるかどうかお伺いいたします。

以上、一般質問といたします。

○議長（油井和行議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） おはようございます。

杉田議員にお答えいたします。

初めに、表題1の斎場会館「星山の苑」の利用についての1項目めのオ、利用率向上のため通夜の実施を検討できないか、このことについてでございます。

葬祭式場の利用率が上がらない要因といたしましては、斎場会館の改築工事期間中に葬祭式場が利用できない期間が続いたことがあったため、認知度が低下したことが考えられます。

まずは皆様に知っていただくことが必要でありまして、今後課題を整理していく中で、通夜等も含め利便性の向上を目指しまして、市民に寄り添った施設となるよう取り組んでまいります。

次に、表題2の（仮称）クリーンセンターの整備基本計画と進捗状況についての3項目め、地元との公害防止協定締結について、このことでございます。

（仮称）クリーンセンターに関する環境保全協定につきましては、現在、藤枝市が地元町内会と協議を進める準備をしております。協定締結後、組合が継承することといたします。組合といたしましては、藤枝市と連携いたしまして進めてまいります。

次に5項目め、（仮称）クリーンセンターでの環境教育についてでございます。

環境型社会の構築のため、圏域住民の皆様が身近なごみについて自ら考え、仲間と共

有して行動を起こしていくことができるよう、クリーンセンターでは環境問題の学習施設や、さらなる意識啓発に効果的な体験施設等を備えた見学コースを導入いたしまして、ごみの発生抑制や再利用などの実践につながる環境教育を進めていく計画としております。

残りの項目につきましては、事務局長及び事務局次長からお答え申し上げます。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

（登壇）

○事務局長（鈴木克彦） 私から、表題1、斎場会館「星山の苑」の利用についての残りの項目についてお答えいたします。

初めに、1項目め、火葬場の使用料についてのア、火葬場使用料の減額の理由についてですが、火葬場使用料は、令和5年度、6年度の実績から、ペット火葬や待合室の利用が減少したため減額としております。

次に、イ、葬祭式場の使用件数についてですが、今年度2月末までの実績が16件、昨年度3月の実績が1件で、合計17件です。

次に、ウ、来年度予算の葬祭式場使用料についてですが、今年度から実施している葬祭式場の利用開始時間を拡充するなど、今後も利用率向上に向けた取組を継続していくため減額しておりません。

次に、エ、葬祭式場の運用変更に伴う効果についてですが、葬祭式場の柔軟な運用については、市や組合の広報紙、また組合ホームページに掲載し、市民に周知を図るとともに葬祭事業者へもお知らせしたところでございます。

今年度の葬祭式場の利用はこれまで16件で、そのうち柔軟な運用とした時間帯での葬儀は7件であり、使いやすさが向上し、効果があったと認識しております。

以上です。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

（登壇）

○事務局次長（新村浩三） 私から、表題2、（仮称）クリーンセンター整備基本計画と進捗状況についての残りの項目についてお答えします。

初めに、1項目め、資源化を図る方針についての（ア）令和9年度の燃やすごみの搬

入量についてですが、令和2年12月に策定した（仮称）クリーンセンター整備基本計画では、令和元年度までの燃やすごみの年間搬入量の実績数値に基づき、令和9年度における推計値を5万9,895トンと定めております。

次に、（イ）焼却灰処理量の予測と対処方法、委託先についてと、（ウ）資源化の比率目標については、関連がありますので一括してお答えいたします。

令和4年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画において、令和8年度の再資源化率の目標値を50%と設定しており、新施設では、高性能ストーカ炉により発生焼却灰の減量化・良質化が見込まれることから、既存の処理委託業者に加え、新規の処理委託業者を開拓することで、再資源化率をさらに高めてまいります。

次に2項目め、熱エネルギーの有効活用についてですが、エネルギー回収率の測定は性能試験にて行われます。測定方法は、ごみの発熱量に対する発電出力の割合を交付金制度で定められた計算式にて算出し、回収率19%を超える施設を建設することで交付金を受けております。

また、残りは煙突からの排ガスの熱やプラントの放熱、焼却灰の持ち出しの熱などになります。

次に4項目め、災害に強い施設の整備についての（ア）耐震性地域係数と用途係数についてですが、耐震性地域係数とは、建築基準法に基づき規定された構造設計に用いる係数となっております。この係数は全国各地域により1.0から0.7までが規定されておりますが、静岡県においては「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づき1.2とするように独自に設定しています。

次に、用途係数とは、建物の用途に応じた耐震性に係る係数で、先ほどの「静岡県建築構造設計指針・同解説」では、公共的施設を1.25以上、その他の建築物を1.0とすることが規定されており、本施設は公共的施設であり、災害廃棄物処理等を担う施設という位置づけから用途係数1.25を採用しております。

どちらの係数も数値が大きくなるほど耐震性能を高める必要があります。このことから本施設は、地域係数1.2に用途係数1.25を乗じた1.5倍の耐震性を有することとなります。

次に、（イ）地中障害物等についてですが、本建設現場での地中障害物等は、現時点において発生しておりません。

次に6項目め、今後の日程と内容についての（ア）試運転期間中の取組と2市のごみ

収集についてですが、試運転は、新施設の処理能力の確認等を目的として行うものであり、要求水準書に掲載された試験項目により実施いたします。

また、新施設における試運転は令和8年7月から開始しますが、焼津市・藤枝市で収集したごみの受入れや焼却処理等を行うのは令和8年9月を予定しております。

次に、（イ）既存3施設への搬入期間についてですが、令和8年8月末までを予定しております。

次に、（ウ）ごみを収集する曜日と収集場所についてですが、ごみを収集する曜日と収集場所については、現在、焼津市、藤枝市の環境部局において、現状の形態を維持することを前提に協議、調整を進めており、市民への周知は連携して取り組んでまいります。

次に、（エ）持ち込みごみの搬入時間と料金体系についてですが、新施設へのごみの搬入については、月曜日から金曜日までの午前9時から午前11時まで、午後1時から午後4時までと既存施設と同様となる予定です。手数料については、今後2市と協議してまいります。

最後にイ、工事期間中の視察見学についてですが、現在、工事期間中であっても視察見学の要望があれば対応を行っており、1日のうち、午前10時からと午後3時から各30分間の作業員休憩時間を利用し実施しております。

令和8年7月の試運転開始までの工期が残り1年4か月となり、今後は高所作業や火気使用作業の増加、また場内での重機移動などの頻度も多くなることから、視察見学を行うことは難しくなると考えますが、工事の実施状況を考慮し対応してまいります。

以上です。

○議長（油井和行議員） 杉田源太郎議員、よろしいですか。

○12番（杉田源太郎議員） 回答いただきましたので、再質問させていただきます。

まず、斎場会館「星山の苑」の関係ですけれど、令和6年度の火葬場使用料、これについて、待合室の使用料、あるいは県外の方の火葬料、ペットの火葬料がどのような状況になっていたのかお伺いいたします。

○議長（油井和行議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 火葬場使用料の中の待合室使用料、県外の方の火葬、ペットの

火葬等の状況ということでございますけれども、県外の方の火葬につきましては前年より10件ほど増加しまして、34万8,400円の増加となっております。ペット火葬につきましては前年より159件の減少、こちら金額にしまして61万8,510円の減少でございます。待合室の利用件数ですけれども、前年より34件減少しております、8万3,020円の減少です。祓いの間の利用でございますけれども、こちらにつきましては前年より44件増加しております、31万8,260円の増加となっております。こちらトータルしまして、使用料としましては減額ということになっております。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今の確認ですけれども、待合室も祓いの間に使われることがあるので、先ほど待合室の利用は前年度より34件減ということなんだけれど、先ほど確認したときに令和5年度は3,317件、令和6年度は3,351件だったということでした。祓いの間の利用をすることによって、待合室を祓いの間として利用する件数が減ったもので、全体としてこれは減少になった。あくまでも待合室の利用は増えているけれど、全体としては減ったということによろしいですか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 待合室の利用が34件の増加でございます、8万3,020円の増加でございます。すみません、こちら訂正させていただきます。そして、祓いの間につきましては前年より44件の減少で31万8,260円の減少、全体としては減少としているというものでございます。

それで、ただいまの御質問でございますけれども、今の状況でございますと、今後の火葬場の使用料につきましては、火葬件数の増加に伴い県外の方の火葬は増加するというふうには考えておりますけれども、ペット火葬については同程度での推移をすること、待合室の利用につきましては、小規模な葬儀が増加することに伴いまして、待合室自体を使うのではなくて、ロビーを使うような方も増えているということで減少する、また祓いの間についても同様に減少するものと分析しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 杉田議員、よろしいですか。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今の答弁の中で、火葬件数の中で県外が増えているという答弁を今いただきましたけれど、どんな状況の中で県外の人が増えているというふうに分析されていますか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 県外の方の火葬が増えている理由としましては、全体の火葬件数が増える中で県外の方の利用も増えている、また県外のできない火葬の方がこちらのほうに流れてくるというような事情でございます。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） はっきりしないけど、県外の方の利用が増えているというのは、ここが利用しやすいということなのかなというふうに解釈いたします。

次に、4月から10月までの監査報告をいただいているんですけど、10月までの実績と、2月まで多分もう出ていると思います。その実績についてお伺いいたします。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 県外の方の火葬ですけれども、10月までは19件でございました。そして、2月末ですと36件となっております。ペット火葬につきましては、10月までで886件でしたけれども、2月末では1,400件となっております。待合室の利用につきましては、10月まで1,806件、2月末では3,071件でございます。祓いの間の利用につきましては、10月まで40件、そして2月末までは70件となっております。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解しました。

次に、エのところで、運用の変更で柔軟な運用、あるいは組合の広報、組合のホームページ、あるいは葬祭事業者にも周知をしたということでもありますけれど、従来時間帯の件数というのが9件減少したということによろしいですか。先ほど答弁の中で、今年度これまで16件の葬儀のうち、柔軟な運用としてその時間帯で葬儀が7件で効果があったということは、16件から7件を引くと、これは9件減少したということですよ。そ

れでよろしいですか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 従来の時間帯の使い方では利用が少なかったのですが、こちら柔軟な運用をすることによって、減少を少しでも防ぐことができたものと考えております。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 私、十分に調べ切れなくて申し訳ないんですけど、柔軟な運用、両市の広報、あるいは志広組の広報、そこにどのぐらい広報として伝えたのかというのは、私は静岡新聞ですけど、葬祭のあれがずっと出ていて、そのところに志広組の広報が出てくるかなってずっと見ていたんですけど、そこには見れなかったんですけど、広報にはどのぐらい掲載をしていたんでしょうか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 私たちの志太広域事務組合のホームページには常時掲載しておりますけれども、広報紙につきましては、年度当初に一度掲載させていただいたのみでございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） これは組合に聞くことじゃないかもしれないですけど、藤枝市、焼津市、2市の広報にもちゃんと掲載されていたということでよろしいですか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） そのとおりでございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） すみません、ちょっと自分が見つけられなかったのですが、もう一度探してみます。従来型では利用は少なかったけれど、減少を少しでも防いでいくということで、柔軟な運用をこれからも、もう少し分かるような方法でお願いしたいと思います。

次に、利用率の向上のためにということで答弁いただいたんですけど、要因の1つとして、改築工事中に使用できなかった期間に認知度が低下した、この認知度が低下したときに、普通のところと比べると安くできるはずなんですよね。私もネットで家族葬だとかいろいろ見て、自分の身内が亡くなって、そういうところに聞くと、そんなに安くできるんだぐらいの感覚で、それも全部含めての値段、そういうものが書かれていたんですけど、一般にネット上で掲載されている料金、そういうものより安くできるというようなことを志広組のほうからいろいろ言うと、葬祭業者たちからどういう目で見られるのかなという心配はしているんですけど、そういう事業者の方から協力というものは得られるのでしょうか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 星山の苑で、葬儀告別式を葬祭式場で行うというようなセットの考え方ですけども、そちらに対して、一部の葬祭業者からですけども、セットで低価な額で葬儀ができるようなプランを提供できるよという前向きな回答を得ているんですけども、今後また協議が必要なものだと思っております

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 民間業者、そういうところに対しても一応理解は得られている、ここの葬儀場を使っていくことについて、一応理解は得られていると。

それで、先ほど質問の最初に申し上げたときに、通夜を行うというのは、ほとんど大体が前日夜の6時ぐらいからお焼香だけとかになって、民営の葬儀社については、自分のところの斎場が使えなくなるというか、そういうことから難しいのかなと思ったんですが、今前向きに回答いただいているというところがあったんですけど、具体的には言いませんけど、何社ぐらい前向きな回答があったんですか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 前向きな検討といいますか、一緒に検討していただいているところとしては3社ほどございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 3社もあるということで、民間と一緒にあって、この部分を一緒にやれば安くできますよということを、ぜひ広報を通じてアピールしていただきたいなと思います。

それから、いろいろ民間のあれを見たときに、葬儀にもいろいろなものがあって、1日葬、その日のうちに全部終わっちゃうというような家族葬なんかが増えているわけなんですけれども、そういうものも含めて検討していくということによろしいですか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 現在、市民の要望というものは多様化しているということがございますので、多様な葬儀に対応できるように志広組としても取り組みまして、市民の利便性の向上について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） ぜひ利便性を向上していくために頑張ってもらいたいんですけど、金額は一般の業者に比べると、同じようなものでもこれだけ安くなりますよというふうな、そういう方向で検討しているということによろしいですか。確認です。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 金額につきましては、今民間の業者が出している金額というのでも見えない部分がありまして、そちらに対して比較してどうかということとは言えないんですけども、志広組としては、今定められている金額の中で、できるだけ安い金額を提供できるように、ほかの業者さんに負けないような金額を提供できるようなものを考えております。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解しました。ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、クリーンセンターのほうについてお伺いいたします。先ほど令和2年度の計画で、そのときの推計として9年度の推計値を5万9,895トンというふうにお答えいただいたんですが、これは計画書にも書いてあるわけなんですけど、今実態としてもうそれより下がっているから、それを下げろということを私は言いたいのではないんですけれ

ど、基本計画策定時の推計値というのは、藤枝、焼津両市の市民の方のごみ減量の意識というものがすごく高まっていく中で、令和4年度にほぼ達成しているというのが現状じゃないかなと思います。今度の（仮称）クリーンセンターでは、高性能の新しい焼却炉、こういうものについて基本計画の見直しを行うということじゃなくて、志広組、そして藤枝、焼津の両市を含めて、市民への啓発を行っていくということで、実績はもうこうなっているけれど、当初の計画でこういうものを令和9年度の推計値としてやっている、みんながこうやって努力しているんだよ、その結果こうなっているんだよということをもう少しアピールしてもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 組合ですとか、焼津、藤枝両市におきまして、ごみ減量を推進する連携ですとか取組やPRを行ったこと、また令和2年から3年間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活様式の変革などを経まして、圏域住民の皆様のごみ分別に対する意識が非常に高まってきた、なおかつ実践をしていただいているといった関係で、燃やすごみの減量化につながっているということが非常に大きいものですから、そういったことで認識をさせていただいておまして、また今後、ホームページ等でもアピール等をしていきたいなというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） ぜひ市民の皆さんが、こうやって両市で、関係機関を通じてそういうものが高まってきている、その結果こうなっている。だけど、クリーンセンターでは最初の推計値を基にやっていますよ、こういうのを市民の皆さんをさらに鼓舞するような形で報告をしていただきたいと思います。

次ですけれど、発生の焼却灰、これが今度の新しい機能によって良質化するという御答弁をいただきました。良質化することによって新たに考えられる資源化、こういうものはどんなものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 新たな資源化ですけれども、現在処理委託を行っておりますセ

メント、溶融還元石への再資源化を軸に、また新規委託業者等の開拓を進めた中で、いろいろと新たな資源化についても考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） もう既にやっているのかどうか分かりませんが、新規の処理委託業者、これはもう既に始まっていますか。いつもいただく概要の中で示されている業者がありますが、それ以外、志広組としてそういうところの研究、開拓というものは進んでいるのでしょうか。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 現在、新規開拓を行う一般廃棄物処理事業者に対しまして、再資源化への取組状況ですとか、新規受入れの可能性、受入れ自治体の現状等につきまして、担当者のほうから聞き取り調査を行っている段階でございまして、見積徴収等の本格調査につきましては、令和7年度から実施していく予定でございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今の答弁の中で、再資源化の取組だとか、あるいは新規参入の可能性だとか、そういうものを既に志広組のほうから聞き取りを行っているということなんですけれど、それはもう具体的に、ここはこういうことやっている、ああいうことをやっているなという情報があるので、聞き取りというのは多分行えると思うんですけれど、そういうところの施設は全部でどのくらいあるんですか。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 現在、複数社のほうに声をかけさせていただいておりまして、現在1社のほうと具体的に話をしておりますけども、また今後いろいろな調査を行いまして、様々なところにいろいろ調査をかけて、また令和7年度からの本格的な調査をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 焼却灰の再生に当たって、いろいろな自治体で、自治体でというより組合だとかいろいろな施設もやっているわけなんですけど、そういうところの調査、途中経過だとかそういうものもぜひまた報告いただきたいなと思います。よろし

くお願いいたします。

次に、熱エネルギーの有効活用、そこについてお伺いいたします。私もよく分からないんですけど、回収率の測定方法というのをネットで調べてみたんですけど、どうも自分では分からないところがすごく多いんですけど、具体的に測定方法と、あとのぐらいのタイミングで測定をやっていくのか教えてください。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 回収率の測定方法でございますけども、発電出力及びごみの発熱量からその数値を計算式に当てはめて算出するという事になっておりまして、実際に行うタイミングとしましては、ごみの搬入が令和8年9月以降に行うこととしておりまして、性能試験での発電出力ですとか、発熱量から回収率を測定する予定としております。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 発熱量だとかそういうものというのは、具体的にどうやって測定するんですか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 発熱量とは、ごみを燃やしたときに発生する熱を発熱量と定めておりまして、こちらについては機械のほうで自動的に測定できるような仕組みとなっております。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 自動的に測定できるシステムになっているということなんです。計算はよく分からないんですけど。

熱を利用して発電した電力というのが計画には書いてあったんですけど、その電力というのは、熱を利用した発電ということが書いてありましたけど、それはどこに蓄えられるんですか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 発電した熱は、新しいクリーンセンターの施設内で利用をいたします。特にためておくことではありませんで、あくまでも施設内で利用しまして、残りにつきましては売電するというような予定としております。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 施設のいろいろな機能のところに電気を使うので、そこに電気は充てて使うよと。足りないものは電力会社から使う、あるいは余ったら電力会社に売る、そういうことで、別に蓄電するとかそういう施設は持たないということよろしいですか。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） そのとおりです。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 先ほどの発熱の計算がすごく難しいです。先ほど、発熱量については自動的に計算ができるという回答をいただきました。だけど、19%というこの条件、この計算というのが、熱の回収率ですか、その回収率が19%ということだったと思います。回収率というのと、今の発熱量、81%が排気ガスやプラントの放熱、あるいは焼却灰の熱ということの答弁をいただいたんですけれど、発熱量と回収率、回収量、そういうものとの関係というのが分からないんですけど、教えてください。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） まず発熱量といいますのは、先ほど申しましたようにごみを燃やしたときに発生する熱でございまして、それに対しまして実際に発電する出量がどれぐらいかということのを率で表したものでございまして、そちらが実際にごみを燃やしたときの熱の19%を発電出力に回せるというところでございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今の19%というのも、今度新しい施設につけられているもので、そのパーセントまで全部自動的にできるということですか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） ごみの発熱量ですとか発電出力につきましては、機械のほうで全て自動でできます。機械のほうで行うこととしております。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） ネット上で見た計算式がすごい難しいので、こういうのを誰がやるのかなというふうに思ったんですけど、自動的に計算できるシステムになっているということを今確認しましたので、了解しました。

次に、測定開始はごみ搬入を試験的に行ってから始まるということなんですけれど、供用開始は令和9年1月、測定結果は国のほうにいつ報告するのでしょうか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 報告につきましては、毎年一般廃棄物処理実態調査というのがございます。こちらのほうでおおむね翌年度の5月前後に報告をすることとしておりますので、こちらに合わせて回収量のほうにつきましても報告をするという予定でございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今そういう補助金を利用しながら建設をしているということによろしいですか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） そのとおりです。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） ということは、実際の19%という結果が出る前に、こういう装置でこういうことをやって19%が達成できそうだから、補助金交付をお願いしますと、そうやって交付されるということによろしいですか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） もともとの計画のほうで、19%ということで環境省のほうにも既に計画の承認をいただいております。また今後、実際に現場で工事等を発注する中

でも全て要望しておりますので、実際には工事をやりながら19%の交付金をいただいているというところで、終わった後ではございません。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 分かりました。

先ほど測定は年1回というふうに聞いたんですけど、年1回報告をやるというのは、19%の結果というのはいつも簡単にとれるような気がしたんですけど、それは年1回しか測定しないのかどうか、その中で一番よかったのだけ国に報告するのか、どうですか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 報告につきましては年1回ですけども、実際には先ほど申しましたように常時エネルギーの回収率というのは計算をしております。また、エネルギーの発熱量につきましても常時算出をしておるものですから、測定については常時というところで、その合計につきましてはの報告を年間ですというところになります。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解しました。そのとおりにやっていただくということで、また報告いただきます。

次に、既にもう建設工事が始まっているわけですけど、地域の協定との関係なんですけれども、協定がされる前に工事が始まっている。地元への理解、そういうものはされている。地元の自治会の皆さんとどのような話し合いがされて、了解をもらっているのかお聞きしたいと思います。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 地元との話し合いですけども、令和3年2月に実施方針というのを公表しております。こちらに、入札公告に必要な排ガス規制値ですとか発注仕様のほうを記載してございますので、こちらにつきまして事前に地元町内会に説明をしてございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） ということは、地元の町内会にも先ほど発表した19%の問題だとか、環境関係についても今こういう結果が出ていますよということはこれからもずっと報告をしていく、そういうことでよろしいですか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 工事につきましては事前の説明と、あと工事中も地元のほうには工事の進捗状況に合わせて御説明をしておりますので、継続して行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（油井和行議員） 12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解しました。環境の問題というのは、絶対地域の人たちの理解なしに続けられることはないと思いますので、これからも結果だとか報告、経過について何か問題があればすぐちゃんと報告する、そういうことをこれからもやっていただくことをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（油井和行議員） 以上で、杉田源太郎議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

2番、石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 石井通春議員。

（登壇）

○2番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

クリーンセンターの工事が本格実施されている最中でございますけれども、現段階で取り組めるのではないかと考えますごみ減量についての質問です。なるべく建設的な提案だと考えていただければ幸いです。

この1月に皆さんと視察いたしました町田のバイオエネルギーセンターの視察をヒントにして、以下伺います。

現在、クリーンセンターから出る焼却灰は、最終処分地であります埋立て業者に処理を委託しております。埋立て先をさらに拡大検討するということがされておりますけれども、セメントなどの資源化を行っている業者にも委託処分をしてもらっております、

同じ拡大を検討をするのであれば、こうした資源化への委託を検討すべきだと考えますけども、いかがでしょうか。

なお、町田のセンターについては、エコセメントという言い方をしております、焼却灰からのセメントを同じ施設内の道路などに活用をしておったということです。

次に、これも町田センターにあったんですけども、燃やすごみから生ごみを分別する機械の検討についてです。現地では火災がありましたので、現物を目にすることはできませんでした。それから幾らかかるかと聞きましたけれども、単独では分からないというような返事でありました。

ただ、燃やすごみから生ごみを分別するという機械は、検討に値するというふうに思います。御承知のとおり藤枝市では、生ごみを分別して回収している、市民に分別してもらっているということです。それを堆肥として資源化しているわけです。施設の能力が限界で、これ以上拡大ができずにあります。

破砕選別装置という言い方で分別しておりましたけども、バイオエネルギー化を図っていたわけなんですけども、こうした生ごみ分別機についての検討はいかがでしょうかということです。

3点目はリサイクルショップです。これは家具ですとかギターですとか、チャイルドシートですとか、大型の不燃物ごみとして出された品をちょっと修理して、安価で販売するということでした。私も400円で座椅子を、それから1,500円で机を買ってきましたけども、これなどは施設内外を問わず、さほど困難なく設置できると思いますけども、いかがでしょうか。

最後は、提案ではありませんけど、町田のセンターの教訓についてです。先ほど言いました火災ですけども、恐らく分別されずに混入したりリチウム乾電池が原因だということでありました。これによって大打撃を受けていたわけですね。これは全国共通の課題であるというふうに思いますけども、新しいクリーンセンターにおいて、こうした対策をどう講じていくかということでお尋ねいたします。

以上です。

○議長（油井和行議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 石井議員にお答えいたします。

初めに、御質問の現段階で取り組めるごみ減量の検討についての1項目め、さらなる資源化についてでございます。

令和5年度の高柳、一色清掃工場における焼却灰の再資源化率、これは先ほども出ていましたけれども、49.2%でありまして、現在建設中の（仮称）クリーンセンターにおきましては、ごみ質が変動いたしましても燃焼効率を持続可能な高性能ストーカ炉等の採用によりまして、灰の良質化が見込まれます。そのため、既存の処理委託業者に加えまして、新規の処理委託業者を開拓することで、現状の再資源化率をさらに高められるよう努めてまいります。

全国的に最終処分場の確保が難しくなる中で、埋立て処分に依存しない処理システムの構築を目指しまして、焼却灰等については、可能な限り再資源化を進めているところでございますが、コストの課題と財政状況を踏まえた上で検討してまいります。

次に、今度は3項目めのリサイクルショップ設置の検討について、このことでございます。

ごみ減量化の施策は様々考えられますので、リサイクルショップに限定せずに、ごみ減量化や再利用などにつなげる施策を今後研究してまいります。

残りの項目につきましては、事務局次長からお答え申し上げます。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

（登壇）

○事務局次長（新村浩三） 私から、表題1、現段階で取り組めるごみ減量の検討についての残りの項目についてお答えします。

初めに2項目め、生ごみ分別器の導入についてですが、（仮称）クリーンセンター整備事業では、これまでに分別機の導入を検討した結果、導入しないこととしております。

最後に4項目め、予期せぬ火災対応についてですが、焼津市、藤枝市の環境部局と連携し、リチウム電池やガスボンベなど、災害発生が見込まれる危険物の分別やごみ分別徹底の啓発を継続実施することにより対応してまいります。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 実際もう既に工事も始まっている中で、その中で減量がどれだ

け進められるかというのは、なかなか難しいところはあるというふうには思います。そういう状況の中ですけれども、なるべく前向きな方向に進めていければいいかなというふうに今回通告をさせていただいた次第でございます。

まず、今後の再資源化率の取組につきましては、現在49.2%が再資源化されている中で、新しい委託先の拡大ですとか、コストの課題なんかも含めた上で、さらに再資源化の推進を検討していきたいというお答えがあったので、基本的なところは一致できているのかなというふうには考えております。

その中で、新しいクリーンセンターの能力、高性能のストーカ炉であるので、灰の良質化が見込まれるというお答えがございました。どれぐらいの再資源化が新しいストーカ炉で見込まれるかという中身については、どうなっているのでしょうか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 高性能ストーカ炉の導入によりまして、燃えにくいごみでも完全燃焼させることで、焼却の残渣、残りかすですけれども、こちらの未燃分、不完全燃焼分を5%以下というふうに要求水準書にうたっております。従前の施設が建設された高柳等では、昭和59年度ですけれども、未燃分につきましては10%以下と基準がありましたけれども、今回5%というところでかなり未燃分が下がったものですから、この中でも5%程度の灰の良質化ということで、完全燃焼分の灰が増えるというところで、良質化が見込めるというところでございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 残渣がもともとの昭和の時代のストーカ炉では10%ぐらいでしたけれども、半分程度になるということですね。その良質化が見込まれるということでございました。

それから、既存の委託業者に加えて、新たに処理の委託業者の開拓でさらに再資源化を高めるということでもございました。先ほどの杉田議員の御質問のお答えで、担当者から1社拡大するというお話がございました。今聞き取り調査を行っていて、令和7年度におきましては見積もりをとるといような具体的な手順をされているというふうにお答えがありましたけれども、それは具体的なものとして進めていただきたいと思いますが、志広組におきまして一般廃棄物処理基本計画におきましては、いわゆる再資源化率の比

率ですとか、最終処分量についての目標というものを定めておりますけども、この計画
においての目標というものはどうなっているのでしょうか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 令和4年3月に策定しました一般廃棄物処理基本計画におき
ましては、令和8年度における焼却灰の再資源化率を50%と定めております。そちらを
目標として達成するよう努めてまいります。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 一般廃棄物処理基本計画、令和4年3月の策定の基本計画とい
うものがあります。そしてそれでは、令和8年度の再資源化率を50%にするという目標
を掲げているということですね。

具体的に私のほうから数字を出しますけれども、この計画においては、令和2年度の
焼却灰の埋立処分量の実績数値というものがあります。それが3,573トンなんですね。
これを半減させるという目標を捉えて、私の資料では令和2年度に半減するという目標
になっているんですけども、実際は令和2年で3,573トンあるんです。それを令和8年
度に半減させる、来年ですよ。1,809トンという数値が書かれています。この目標自
体を持つことは非常に結構なことだというふうに思うんですけども、問題はこれが達成
できるかということなんですけども、令和2年度が3,573トンと言いましたけども、2年前
は平成30年、令和元年とあるんですけども、ほぼ同じなんです。3,600トン、3,500トン
とほとんど減っていないんですね。それを最終的に1,809トンに半減するということの
目標なんですけど、令和2年の数値から後の今までの実績というものを私が持っていな
いので分からないんですけども、果たしてこれで可能かということですね。目標を持つ
こと自体は結構なんですけど、直近の実績も合わせて、その見込みについてはどのよう
に捉えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 令和2年度の実績につきましては、今議員がおっしゃいまし
た3,573トン。先ほど50%半減というお話が出ましたけども、50%につきましてはあく
までも再資源化率を50%に定めていると。ですので、実際に灰として処分をした中の

50%を目標に令和8年度定めているということでございますので、実際には3,573トンの令和2年度の計画と、あと令和8年度につきましては2,895トン、こちらのほうが一般廃棄物処理基本計画に記載している数字でございますので、実際は令和2年の3,573トンから令和8年の2,895トンに向けて進めていくというところでございます。

あと、令和2年以降の埋立て処分の実績数値ですけども、令和2年3,573トン、令和3年度が3,216トン、令和4年度2,928トン、昨年度の令和5年度で2,996トンというところで、こちらにつきましては年々減少しております。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 分かりました。実績も伴って、2,895トンに向けて減らしているというところが見えたと思います。

基本計画の中に目標値1,809トンというのがあるものですから、これは壮大な目標かというふうに思いますけれども、これが5割かなと思いましたが、そこは違う話だというふうに思います。

それから、資源化の量ですけど、さらにまたこれから進むというような先ほど来のお話でございますが、同じく一般廃棄物処理基本計画なんですけども、焼却灰の資源化の量が令和2年が2,917トンになっております。これは平成28年から比べますと、約1,000トン増加してきて資源化が進められているというふうに思いますが、この資源化の量につきましてはの目標、これも令和2年が私の手元にある数字なので、直近の実績なども含めて目標などをお持ちか、いかがでしょうか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 資源化の量でございますけども、令和2年度2,917トン、令和3年度2,876トン、令和4年度3,082トン、令和5年度2,903トンとなっております。

また目標につきましては、令和8年度に50%を目標として進めているところでございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 令和8年の50%というのは、トン数にすると幾らになるんですか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 令和8年度の目標のトン数ですけども、約2,800トン为目标としております。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） そうすると、今の資源化より目標が下がっているように思うんですけどね。今2,917トンでしょ。令和8年が2,800トン为目标にするということは、目標が下がっていることになりませんか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 実際の資源化の量につきましては数のほうは減っておりますけども、実際に焼却する灰の量としても年々下がっていくというようなことで考えてございますので、量につきましては約2,800トンで、あくまでも率としましては50%というところで考えてございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 細かい通告もしていませんでしたから、突然聞いて悪かったところもあると思いますけども、目標としては一応持っていらっしゃるということが分かりましたので、後でそこは具体的に確認させていただきたいと思います。

それから、資源化率の推移について一言言うと、他市、他県と比べて結構壮大な目標を掲げているのは確かだと、そこは言えるというふうに思いますので、これじゃだめだというわけではありませんので、ぜひ一層進めていただきたいという立場で申し上げております。

それから、生ごみの分別機については、さらっと一言、検討した結果導入しないと決断したと答えていらっしゃいましたけども、導入しないと決断した理由は何なのかと。値段とか技術とか、どういう理由で決断しましたか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 廃棄物処理施設におけます生ごみ分別機、こちら破碎選別装

置ですけれども、こちらにつきましては、一般的にバイオマス化施設において処理効率を高めるために非常に有効な機器というところがございます。クリーンセンターにつきましては、現在焼却のほうで考えておりまして、バイオマス施設のほうの検討も過去にはしておりますけれども、敷地内スペースですとか、排水処理水の対応等から採用しないというところとなっております。その結果、施設内におきます生ごみ分別機、破碎機選別装置についての導入はしないというところに至っております。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 主に施設面ですね、それは当然だと思います。今からバイオマスの機能を持たせろということになりますと大規模な改修を伴いますので、言っている私も無理なのは承知をしております。ただ機械自体は、先ほども言いましたけど、分別の手間なく生ごみの資源化が進むという、機械自体は私は画期的だいうふうに感じております。

そして、藤枝市の浄化センターにおけます話なんですけれども、藤枝市においては、燃やすごみから生ごみを分別して堆肥にしておりますけれども、この堆肥が施設のキャパより多くてこれ以上進まなくなっております。その上さらに生ごみの分別を進めるに当たっては、浄化センターにおいてバイオマス発電へという構想がありましたが、検討したんですけど、想定以上の経費がかかるということで、一旦計画が今中断されております。ただ、今回の藤枝市議会において、クリーンセンター完成後に市が再度バイオマス発電の検討をするということが示されました。主体的には藤枝市の判断となると思っておりますけれども、連携組織であります組合としても、生ごみ分別機といった機械の調査ぐらいは進めていくべきだと考えますけど、いかがでしょうか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 藤枝市のバイオマス発電の関係につきましては、今検討中ということは聞いておりまして、注視をしているところがございますけれども、組合での生ごみ分別機の調査について実施するというところでは、特には今のところ予定はございません。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 視察先は組合が決めたので、問い合わせぐらいはできる話かなというふうには思います。

リサイクルショップについては、リサイクルショップに限定せずごみ減量につながる施策を研究していくというお答えでございました。これも私は、施設の中だけに限らず、施設の外でも全然構わない話かなというふうに思うんですけど、施設の外における検討というか、そこら辺はいかがでしょうか。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 組合におきましては、施設の外の設置ということでございますけども、現在リサイクルショップの設置というところにつきましては、まだそこについては検討はしてございません。先ほど答弁ありましたように、リサイクルショップの設置に限らず、ごみ減量化、再利用等を一層進めるための施策につきましては様々ございますので、2市と連携して今後研究していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） ごみ減量は2市の役割というところにとどまらずに、組合は処理するのが組合だ、どうも画然と分かれるようなところが今まであるんですけども、そこからは脱するべきだというふうに感じます。そうしたことを求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（油井和行議員） 以上で石井通春議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

1番 深津寧子議員。

○1番（深津寧子議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 深津寧子議員。

（登壇）

○1番（深津寧子議員） 藤新会の深津でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

表題、リサイクルセンター移設後の跡地利用及び事務所棟の継続使用についてでございます。

令和9年1月から藤枝市仮宿に新クリーンセンターが供用開始となり、岡部南町内に

あるリサイクルセンターは廃止される予定でございます。この跡地利用について、志太広域事務組合としての具体的な方針が示されてはおりません。また、リサイクルセンターの建設時から、管理棟2階は岡部南町内会の集会所として使用することが附帯条件として明文化されており、その後も使用期間延長の際には、旧岡部町及び藤枝市が志太広域事務組合に対し、移設後も集会所として継続使用できるよう要望・協議すると確約してきた経緯がございます。

岡部南町内会は自らの集会所建設が困難な状況にありまして、跡地利用方針を含め今後の見通しが示されないことは、地域住民にとりまして大きな不安を与えております。

そこで、以下の点について伺います。

1項目め、リサイクルセンター移設後の跡地全体について、志太広域事務組合としてどのように活用していくお考えか伺います。

2項目め、管理棟について、岡部南町内会が集会所として継続使用できるようにする具体的な方針はあるか伺います。

3項目め、管理棟を地域防災の拠点として、耐震補強や防災機能強化を図る考えはあるか伺います。

4項目め、駐車場スペースの確保や無償貸与など、地元負担を軽減するための具体策について、志太広域事務組合としての見解を伺います。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（油井和行議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 深津議員にお答えいたします。

御質問のリサイクルセンター管理棟の継続使用についての各項目につきましては、いずれも相互に関連がございますので、一括してお答えを申し上げます。

リサイクルセンターにつきましては、昭和53年10月の稼働以来、地元の皆様の御理解、御協力によりまして、約46年の長きに渡りまして、藤枝市岡部町において無事に業務を続けることができているところでございます。まずは、この場をお借りいたしまして、関係の皆様には厚くお礼を申し上げます。

組合では、清掃関連施設を更新すべく、（仮称）クリーンセンター整備事業を藤枝市

仮宿地内で進めており、令和9年1月には供用開始となる予定でございます。現在の高柳・一色清掃工場及びリサイクルセンターの各機能は、（仮称）クリーンセンターに集約されることとなります。移転後における3施設の跡地につきましては、現在2市と組合が連携いたしまして、協議を進めているところでございます。

リサイクルセンターの跡地利用につきましては、これまでも地元の皆様から要望書が藤枝市に提出されております。これらにつきましては、藤枝市と連携して取り組んでまいりますので、ぜひ御理解をお願い申し上げます。

以上、答弁でございます。

○議長（油井和行議員） 深津寧子議員、よろしいですか。

1番 深津寧子議員。

○1番（深津寧子議員） 御答弁ありがとうございました。4項目につきまして質問いたしましたけれども、詳細については今後の検討課題ということで、一括での御答弁でした。そのため、各項目ごととはなりませんけれども、再質問させていただきたいと思っております。

現在のリサイクルセンターの建物や土地につきまして、どのようなステップを経て今後、解体や更地化、売却されるとか、具体的な手続についてお伺いをいたします。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 高柳・一色両清掃工場及びリサイクルセンターの3施設の解体につきましては、令和5年度から令和9年度までの債務負担行為を設定いたしまして、現在、ごみ処理施設の解体調査、設計委託を発注しまして、令和5年度に契約を締結したところでございます。

現在の計画では、令和8年度のリサイクルセンターの稼働が停止した後に建屋を藤枝市のほうに移管し、令和9年度以降、令和11年度までには解体することとしておるものでございます。

売却について決まっているものについてはございません。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 1番 深津寧子議員。

○1番（深津寧子議員） 解体については計画が進められておりますけれども、売却については未定であるということでございます。

それでは、一般的にこのような施設、解体から売却までにはどの程度の期間を要するのか、過去の事例もあればその点も踏まえてお伺いたします。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 解体が終われば、次年度に売却を行うということが自然の流れだと思いますけれども、その時々状況によりまして、そのときに適切な判断をされると考えておりますので、売却時期について特定することはできておりません。

過去の事例を踏まえてとの御質問でございましたけれども、志広組でこのような事例はございませんでしたので、御答弁はできません。

以上です。

○議長（油井和行議員） 1番 深津寧子議員。

○1番（深津寧子議員） 売却時期については、そのときの状況によってということでございます。また過去の例ということでも、事例がないということを確認をさせていただきました。

それでは、先ほどの御答弁では、2市と組合が連携をいたしまして、跡地利用の協議を進めているとの回答でございました。跡地利用の協議につきましては、現在どのような段階にあるのか、基本方針が決まっているのか、それともまだ意見聴取の段階なのか、その点について伺いたいと思います。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 焼津市、藤枝市とは、今年度の当初、それと志広組の予算案の説明時、その2回ですけれども、3施設の跡地利用についても情報交換を行っているところでございます。ですけれども、それぞれの市のこの跡地についてどういうふうにご利用するかというような方針は出ておりません。

今決まっていることといたしましては、令和11年度までに3施設を解体するために志太広域事務組合が解体に係る調査設計業務を委託しているということだけでございます。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 1番 深津寧子議員。

○1番（深津寧子議員） 11年度に解体するということが決まっているということですが、例えば解体までの期間中は、今事務所棟としている管理棟ですけれど

も、その利用は可能かどうか、その点について伺います。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） リサイクルセンターの稼働期間であればですけども、そちらのときには志広組の行政財産となりますので、これまでどおりお使いくださいということとはできますけれども、稼働停止した後、解体までの期間の使用については、こちらは藤枝市の調整・検討が必要であるということになりますので、回答はできません。

ですので、私たちが言えるのは、令和8年8月、そちらがリサイクルセンターの稼働時期ですので、そちらまでは御利用くださいというものでございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 1番 深津寧子議員。

○1番（深津寧子議員） 稼働まで令和8年までは使用は認められるということで、その後建物が建っていても、解体までは藤枝市のほうにということでございます。ですので、藤枝市の立場として継続が前向きなのかということをお伺いしたいんですけども、これは志太広域事務組合の議会でございますのでその点は伺わずに、志広組としての見解というのを一旦ここで伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局長（鈴木克彦） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 志広組として、この継続使用ということをお答えすることは少し難しいことございまして、藤枝市の考え方もいろいろございますので、そちらのほうは調整しなきゃならないと思いますけども、できるだけ早い時期にこちらのほうの回答を出さなければ地元の方にも迷惑になることございまして、そちらのほうは藤枝市と志広組のほうで協議して、早急な回答を求めるように努めてまいります。よろしくお願いたします。

○議長（油井和行議員） 1番 深津寧子議員。

○1番（深津寧子議員） ただいま協議をしてなるべく早く回答をしてくださるというようなお答えでしたけれども、その期間が明確に示されることが地元の方にとっては今重要なことではないかなというふうに思いますので、回答がいついただけるのか、その見通しがもしあればお伺いをしたいと思います。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） 見通しにつきまして、ここで明確にお答えをするのは難しいことだと思っておりますけれども、少なくとも先ほど言いました令和8年8月までからはうちの施設ではなくなってしまうので、その前には必ず御回答ができるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 1番 深津寧子議員。

○1番（深津寧子議員） その点については、改めてよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは最後の質問となりますけれども、住民側が今後管理棟の継続使用について協議を行う際ですけれども、具体的に交渉窓口となるのは志太広域事務組合なのか、それとも藤枝市となるのか、その点について明確に伺いたいと思っております。お願ひいたします。

○議長（油井和行議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木克彦） リサイクルセンターの会議室の利用につきましては、これまで地元の皆様と、あと志太広域事務組合、また時には藤枝市のほうも含めて、情報交換をさせていただいております。今後の利用につきましては、窓口としては藤枝市となるものと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（油井和行議員） 1番 深津寧子議員。

○1番（深津寧子議員） 分かりました。これまでのご答弁を踏まえまして、今後の協議が円滑に進むことを期待しております。

現在、新しいクリーンセンターの建設が進められておまして、建設については注目が集まる一方で、現施設の跡地の利用について、そろそろ具体的な検討を始める時期に来ているのではないかと考えております。地元の皆さんにとっても、長年利用してきた施設の継続につきましては大きな関心事ですので、引き続き丁寧な検討をお願ひしたいと思います。

以上をもちまして終了とさせていただきます。

○議長（油井和行議員） 以上で深津寧子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○議長（油井和行議員） 日程第2 第1号、第2号及び第5号議案から第7号議案まで、以上5件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 石井通春議員

（登 壇）

○2番（石井通春議員） お昼も近いので端的にいきたいと思います。

第7号議案（仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、この議案は令和4年3月にタクマ・西松・角丸・山田特定建設工事共同企業体を相手方として、税込み224億4,000万余で契約を交わしたクリーンセンターの工事費用を247億7,400万余、約22億5,600万余もの増額を新たな契約費用として変更を求めるものであります。

私は、基本的に契約を交わした後は、業者がその範囲内で履行すべきであって、もとの単価が高額とはいえ、22億もの増額を議会が簡単に認めるべきではないという立場で質疑をいたします。

まず、契約変更の提案理由とされているのが、請負契約書第28条の6項、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションが生じた場合、請負契約の変更が請求できるということを根拠にしております。業者から組合に増額の請求がありましたのが令和6年2月29日でありますけれども、この期日周辺でそういう28条6項に述べます特別な事情があったのかと。

次に、請求日までに組合に対して受注業者から説明があったのか。

さらに、令和6年2月29日の請求日から今1年たっていますけれども、この議案提案に至るまで受注者と組合の間での協議の状況、回数ですとか議事録があるかないとか、どういう協議であったか、内容とかはどうかと。

そして、工事変更額の提案はどちらから行われたか、それに対してどう折衝を行ったか、その結果値段の変更はあったのか。

最後に、提案理由で示されております基準日における主要工事費の変動状況、上昇率というのが示されております。それと公共工事費設計労務単価額とか価格変動額等、具体的数値は一応出ているんですけど、22億になります相関性というものが説明されておられませんので、その相関性はどうなっているかということです。

以上です。

○議長（油井和行議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局次長（新村浩三） 議長。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 石井議員にお答えします。

初めに、表題1、（仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての1項目め、請求日周辺における特別な事情についてですが、請負契約書に基づくインフレーションまたはデフレーションの基準は契約時点からの物価上昇に基づくものであり、請求日前後におけるインフレーションではありません。

次に2項目め、組合に対する受注者からの説明についてですが、令和6年1月12日に受注者よりインフレスライド契約変更についての事前説明があり、2月15日に本変更に係る組合への申し入れにより、2月29日に請求がされました。

次に3項目め、受注者との協議の状況についてと4項目め、工事請負変更額の提案方法と折衝内容については、関連がありますので一括してお答えします。

本協議は、インフレーションによる変更契約となることから受注者より提案がなされており、令和6年2月15日の申し入れ以降、工事の定例会議で協議を実施しております。

スライド算定に係る協議としては、4月から9月まで計6回行い、適用単価の確認のほか、変更後の資材費、労務費等の算定方法の検討を重ねており、受注者からの提案方法について、組合から指標の見直しや追加検討の指示により受注者算定額の妥当性検証と精査を実施いたしました。

最後に5項目め、基準日における主要工事費の変動状況及び公共工事費設計労務単価額と価格変動額の相関関係についてですが、代表的な項目としましては、公共工事費設計労務単価による土木建築工事採用工種での平均上昇率が5.2%、プラント工事の主要採用単価の上昇率が7.1%となっております。

次に、主要資材単価の変動として、鋼材単価が約15%、労務単価と資材単価それぞれが上昇していることから、土木建築工事が13.5%、プラント工事が11.1%とそれぞれ上昇となっております。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 手順について、まず請求があったのは1年前、令和6年2月29

日、業者から組合に請求があったと。そのひと月前ぐらいの1月12日に契約額変更の事前説明があったと。それから、2月15日に組合への事前の申入れがあり、それ以降、4月から合計6回のスライド算定に係る協議を行ってきたと。そこで変更額等の検討がされてきたわけですね。そういうスケジュールということは分かりました。

その中で、工事請負変更額の提案方法と折衝の内容というところなんですけど、結局ここが大事なところだというふうに思っておりますけども、受注者からの提案方法について、組合から指標の見直しや追加検討の指示を出したということがありました。組合からどういう指示を出したのか。さらに受注者算定額の妥当性の検証と精査を実施したということですが、誰がどういうふうに妥当かという検証をしたのか。そして、結局どういう基準で決定がなされたかというところがないんです。どういう基準になったかというのが一番聞きたいところでありますので、それをお答えいただきたいというふうに思います。

あと、今公共工事が値上げになる傾向というのが世の中の習性だというふうに思うんですけど、あまりにも上振れの額が大き過ぎる場合は、そこはきちんと検証しなきゃいけないというふうに考えます。今回の22億というのも、分母が大きいのは確かですけど、額としてはかなり大きいので、やはりそこはというところで質疑させていただいておりますけども、今後また上振れする可能性はあるのかと。そういうふうにならないように事前の取組ですね、今回は何も知らされない中でいきなり議案に出てきているんだけど、1年前からそういう過程があったわけですね。これからはそういう過程を踏まない、この議案が出てくる段階ではもう遅いんじゃないかと思うんです。そういったところは組合として情報をキャッチしているわけですから、事前の取組といったものは、これは今後のお話ですけど、必要じゃないかということも併せてお尋ねしたい。

○議長（油井和行議員） 当局から答弁を求めます。

事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） まず1つ目ですけども、組合からの指示ですとか、そういった回答、あるいは妥当性ですとか基準についてお答えいたします。

受注者から提案されました指標や算出基準につきましては、他事例などを広く収集しまして、比較検討できる資料を提出させまして、検討を重ねてまいりました。

また、算出等の指標の決定につきましては、組合と設計施工監理の受注者でありますコンサルタントとも協議しまして、より妥当性と詳細な精査を行いまして、一番安価、

増額が一番少なくなる変更となることを基準としております。

また2つ目ですけれども、今後さらに請求があるというようなお話ですけれども、そちらのほうは、契約書にあります近年の物価変動に基づく金額の変更につきましては、適切な対応を図ることとされていることから、受注者のほうに一方的な請求を受け付けない旨の通達ですとか、そういった取組は難しいかなというふうには考えてございますけれども、労務単価ですとか材料単価の推移、残工事の相関性につきましては、引き続き注視してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（油井和行議員） 2番 石井通春議員

○2番（石井通春議員） 最後の質疑ということになります。結局、誰がどうやって決めたかという話なんですけど、算出と指標の決定については、組合と設計施工監理受注者でありますコンサルタントにより、妥当性と詳細な精査を実施し、一番安価な、増額金額が少額の変更となることを基準としたということですね。設計施工監理受注者でありますコンサルタントというのは、受注者でもなく組合でもないところ、つまり組合が価格の妥当性を判断してもらうために相談した相手なのかと。外部の組織であれば、組合が調査費用をコンサルタントに払うことになっていると思いますけれども、そういうものを負担したということであるのか。

であれば、金額がどう変動したかですよ。結局向こうから請求が来るわけですよ。それに対して組合のほうからは、そういうふうにしたというののみにしなかったということの表れだというふうに思うんですけど、妥当性を判断してもらうということで、増額の金額がそのことによって最初の請求より安くなったのか、幾ら安くなったのかといった事実はあるかということです。結局組合が増額を独自に判断できたのかということです。それを確認させていただきたいです。

あと、今後も増額の請求は出てくる可能性が否定できないわけです。具体的な数字として議会のほうにもいろいろと説明があったのも事実であります。公共工事の労務単価というものを出示されています。私もいろいろと調べました。公共工事の労務単価というのは、国土交通省のほうで平均で6%、これが加味されますよというようなところも一応は出ていますけれども、鋼材単価15%というのはいろいろ探しても出てこない。これの数字を基に22億というのが出てきちゃっているんで、これでどうやって議会在判断できるかという話だと思えます。しかも、志広組だけじゃ判断できないことであれば、さ

らにまた問題があるのかなというふうに思います。これはそういう事実だということで答えは求めませんが、判断をしたところが組合でもなく受注者でもない、コンサルタントであるといったこととか、増額金額の事実が具体的金額として幾らあったのか、その辺はお答え願えればと思います。

○議長（油井和行議員） 事務局次長。

○事務局次長（新村浩三） 御質疑いただきましたコンサルタントの関係でございますけれども、コンサルタントにつきましては、現在契約済みでありますクリーンセンターの設計施工監理業務委託のコンサルタントでございます。こちらにつきましては、現在の契約の中で業務を行っておりまして、妥当性の評価の検証につきましても連携して行っております。ですので、別途改めての調査ですとか、そういった費用についての発生はございません。

あと金額の関係ですけれども、組合とコンサルタントのほうで再度連携しまして、相互による検証ですとか、妥当性の確認を行った結果、金額につきましては約3,500万の縮減が図れております。

以上でございます。

○議長（油井和行議員） 以上で上程議案5件の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、議案について討論のある方は通告願います。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（油井和行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案5件の討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（油井和行議員） 石井通春議員

（登壇）

○2番（石井通春議員） 第7号議案（仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、反対の討論を行います。

この議案は、令和4年3月にタクマ・西松・角丸・山田特定建設工事共同企業体を相手方として、税込み224億4,000万余で契約を交わした工事費用を247億7,400万余、約22億5,600万余もの増額を求めるものです。

私は、基本的には契約を交わした後は、受注者がその範囲内で責任を持って完成させるのが原則だと考えますが、一方で昨今の人件費や資材費の高騰で、公共工事費が総じて増額傾向になることも承知しております。問題はこの差額が妥当性があるかどうかということです。結局のところ、組合が独自に増額を判断できることではなかったという今の質疑を踏まえて言います。協議は重ねつつも、契約書におきますコンサルタントに委ねたということが判断の基準と言われましたが、これは結局業者側のコンサルタントと言わざるを得ない。組合が判断できるというものではない、言わば言いなりになってしまうような話であるというふうに理解しました。

それから、当初提案されました増額分から3,500万が縮減されたといいますがけれども、結局それは3,500万を上乗せしてきた請求をしてきたわけです。それを組合が見極めることができなかったというのが大きな問題であるというふうに思います。こうした事実は、今回に始まらずに、これまで私は何回も指摘をしてきましたけれども、組合が両市から2年を原則としております派遣中心の人事に陥っているから、そういうところに頼らざるを得ないというふうに思います。

しかも、今後の増額もあり得るという話でありまして、上振れは今回だけでは済まないということです。こうした事態をそのまま放置することは、両市民の市民負担がますます増大することと考えて反対の討論といたします。

○議長（油井和行議員） 次に、7番 河合一也議員。

○7番（河合一也議員） 議長、7番 河合一也。

○議長（油井和行議員） 河合一也議員。

（登壇）

○7番（河合一也議員） 私は、ただいま上程されております5議案全議案に賛成する立場から、通告いたしました1議案について賛成討論を行います。

第7号議案（仮称）クリーンセンター建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてであります。

本議案については、近年の社会情勢の変化による令和4年3月に契約とした当初の契約金額からの資材価格や労務費の変動により、工事請負契約書に定める条項に基づき請

負者より増額を請求されたものでありますが、令和6年2月の請求以来、工事の定例会議において複数回の協議を重ねてきていると説明がありました。

請負者が提案した変動金額を算出するための指標や算定方法をそのまま適用するのではなく、組合から指標の見直しや追加検討の指示により、請負者算定額の妥当性検証と精査を十分に実施したものであり、円滑な事業執行を図るため必要なものであると考えます。

一方で、事業執行の財源は2市からの分担金でもあり、市民の税金でもあります。このことを念頭に置き、効率的・効果的な事業執行を要望し、本案に賛成するものであります。

以上、通告いたしました議案につきまして、賛成討論をいたしました。議員各位の御賛同をいただき、賛成をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（油井和行議員） ほかにないようですから、以上で討論を終わります。

これから、上程議案5件の採決を行います。

初めに、第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（油井和行議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（油井和行議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（油井和行議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(油井和行議員) 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

最後に、第7号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(油井和行議員) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(油井和行議員) 日程第3 第9号議案を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(北村正平) 議長。

○議長(油井和行議員) 管理者。

○管理者(北村正平) ただいま上程されました第9号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について御説明申し上げます。

本組合監査委員につきましては、新たに大畑秀久氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び志太広域事務組合同規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(油井和行議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

○議長(油井和行議員) 質疑なしと認め、本案の質疑を終わります。

次に、本案の討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(油井和行議員) 討論なしと認め、本案の討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第9号議案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（油井和行議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

○議長（油井和行議員） 日程第4 第10号議案を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により神戸好伸議員の退席を求めます。

（神戸好伸議員 退席）

○議長（油井和行議員） 管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

○管理者（北村正平） ただいま上程されました、第10号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について御説明申し上げます。

本組合監査委員であります増井好典氏が令和7年3月31日をもって退任することに伴いまして、新たに神戸好伸氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び志太広域事務組合同規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（油井和行議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（油井和行議員） 質疑なしと認め、本案の質疑を終わります。

次に、本案の討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（油井和行議員） 討論なしと認め、本案の討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第10号議案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（油井和行議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま選任について同意を得ました神戸好伸議員の入場を許します。

（神戸好伸議員 入場）

○議長（油井和行議員） ここで、ただいま志太広域事務組合監査委員の選任について同

意を得ました神戸好伸議員から発言を求められていますので、お願いいたします。

○9番（神戸好伸議員） ただいま皆さんから監査委員に選任されました神戸好伸といたします。選任された限り、一生懸命、誠心誠意職責を全うすることをお誓いしまして、皆様の協力を得たいと存じます。ぜひ皆さんよろしくお願いいたします。

○議長（油井和行議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和7年3月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ここで、管理者から発言を求められていますので、お願いいたします。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（油井和行議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 議長から発言のお許しをいただきましたので、退任者を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

この3月をもちまして、申合わせにより私は管理者を退任いたします。併せまして、増田好典監査委員が退任となります。議員の皆様におかれましては、志太広域事務組合の運営全般につきまして、御指導、御協力をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。本定例会におきましても、令和7年度当初予算をはじめといたしまして、各議案につきまして慎重な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

就任から2年、この間、組合事業の最も大きな事業となります、今日も審議のありました（仮称）クリーンセンターの建設工事が本格化いたしまして、次の時代を見据えた施設といたしまして、着実に事業を進めているところでございます。

また、市民の大切な命、財産を守る消防本部の活動には、一層の期待が寄せられますとともに、中部看護専門学校には優秀な看護師の育成を通しました地域医療への貢献が求められておりまして、組合の業務は確実にこれらに応えられるものと自負をしているところでございます。これも一重に議員の皆様をはじめといたしまして、関係各位の御理解、御協力によるものと感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

さて、新年度4月からは、中野焼津市長さんが管理者に就任いたします。私も副管理者といたしまして、引き続き中野新管理者と連携・協力を図り、組合事業の円滑な運営に努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては、これまで同様、御指導をお願い申し上げます。

今各自治体では、現下の社会状況から大変厳しい正念場を迎えているところでござい

ます。今日も質問がありましたが、例えばスライド条項で22億もの大きな出費が重なる、こういうふうなことを含めまして、これから志太広域事務組合も相当正念場に対応していく必要があると感じているところでございます。

私は志太消防本部の在り方というのは、こういうような事業を推進するものと同時に、焼津市、藤枝市が広域連携のもとでいろいろなことにタッグを組んでこれからやっていく必要がある、そうしないとこの地域は維持できない、そういうことすら考えているところでございます。

新たな年度を控えまして、皆様方におかれましては多忙な日々が続いているところでございますが、何よりも健康が第一でございます。健康にはくれぐれも御留意いただきまして、ますますの活躍を心から祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（油井和行議員） お知らせいたします。しばらく休憩の後、12時20分から全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後0時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

油 井 和 行

会議録署名議員

八 木 勝

会議録署名議員

原 崎 洋 一